

2021年1月

投資者の皆様へ

T&amp;Dアセットマネジメント株式会社

「T&Dダブルブル・ベア・シリーズ7」  
信用リスク集中回避のための対応実施のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は「T&Dダブルブル・ベア・シリーズ7」（以下、「当ファンドシリーズ」といいます。）をご愛顧賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当ファンドシリーズの下記のファンドにつきまして、「信用リスク集中回避のための投資制限」における「デリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率」が一時的に10%を超過したため、速やかに制限内に収める対応を実施しましたことをご知らせいたします。なお、この対応はファンドの基準価額に直接的な影響を与えるものではございません。詳細内容につきましては、下記をご覧ください。

今後とも引き続き当ファンドシリーズをご愛顧賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

## 記

信用リスク集中回避のための対応を実施したファンド

ファンド名	投資制限を超えた日	対応が終了した日
ナスダック100・ダブルベア7	2020年12月16日	2020年12月17日

## ■デリバティブ取引等について

当ファンドシリーズのマネープールを除く各ファンドは、円建の外国投資信託「パッシム・トラスト」の各サブ・ファンド（以上を総称または個別に「組入外国投資信託」ということがあります。）および国内投資信託であるマネーアカウントマザーファンドに投資を行うファンド・オブ・ファンズです。組入外国投資信託では、直接株式やETF等への投資、為替取引等を行わず、スワップ取引を活用して実質的な投資成果の享受を目指します。

## ■信用リスク集中回避のための投資制限について

当ファンドシリーズでは、約款において「信用リスク集中回避のための投資制限」が以下の通り規定されており、この投資制限のうちデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率を10%以内に収めることとしています。

（約款よりの抜粋）

運用の基本方針

### 2. 運用方法

#### （3）投資制限

⑥委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

## ■デリバティブ取引等エクスポージャーについて

当ファンドシリーズにおけるデリバティブ取引等エクスポージャーとは、スワップ取引において「担保金額からスワップ取引の評価上の損失額を差し引いた正味の担保超過金額」あるいは「同評価上の収益から担保金額を差し引いた正味の担保不足金額」を指し、具体的には以下となります。

スワップ取引において、決済日までの期間中日々、組入外国投資信託は評価上の損失額に相当する金額の担保を取引相手に差し入れます（あるいは評価上の収益額に相当する金額の担保を取引相手より受け入れます）。評価上の損失額（あるいは収益額）及び差し入れるべき担保金額（あるいは受け入れるべき担保金額）が確定した日の翌営業日に、担保を差し入れる（あるいは受け入れる）ことになっています。なお、実際の損益額の授受は、決済日に組入外国投資信託と取引相手との間で行われて清算されます。

デリバティブ取引等エクスポージャーが発生する主な要因として、①評価上の損失額（あるいは収益額）及び担保金額の確定日と担保の授受日が異なること、②確定した担保金額の単位（値刻み）が相対的に大きいため評価上の損失額（あるいは収益額）との間に差額が発生することなどが挙げられます。特に、相対的に大きな損失額の減少（あるいは収益額の増加）が、単一日に発生したり連続した複数日に渡って累積して発生した場合（あるいは評価上の損失から収益に転じた場合）に、差し入れ担保超過金額（あるいは受け入れ担保不足金額）の当ファンドシリーズの各ファンドの信託財産の純資産総額に対する比率が一時的に投資制限である10%を超過することがあります。

以上